

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	平成29年3月28日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	平成29年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	29四議第77号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	平成29年2月23日(木)		
				会議時間	9時59分～12時12分		
出席委員	委員長 宮本 博行						
	副委員長 上岡 正						
	委員 宮崎 努						
	委員 平野 正						
	委員 今城 照喜			欠席委員			
	委員 谷田 道子						
その他							
執行部出席者	総務課長補佐 西澤 和史						
	総務課長補佐(人事担当) 竹田 哲也						
	企画広報課副参事 田能 浩二						
	地震防災課長 小松 一幸						
	地震防災課地震防災係長 梶原 秀紀						
	収納対策課長 永橋 泰彦						
事務局	事務局長 杉内 照代						
	局長補佐 山本 真也						
記 録							
平成28年12月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

記 録

■委員長挨拶により開会。

所管事項調査

●「ア 職員の時間外勤務の状況について」(内容は別紙① 1ページ)

【説明：竹田総務課長補佐(人事担当)】時間外勤務については、国の方でもいろいろ論議をされております。今回勤務状況をお示しする時に検討中のものも含めて報告します。基本となる上限は、月45時間、年360時間。これは、現在も厚生労働省の方で時間外勤務の目安として定められているが法的な義務はありません。繁忙期の上限は、今、国の方で論議されている数値を使わせていただいた。年間720時間、月平均60時間、単月で100時間。これを今、上限として定めたらどうかということで論議されていると思います。今回28年4月から12月の実績でやらせていただいている。

時間外勤務は職員の健康面とか人件費の面からも削減していかないといけないということで、取り組みを行っている。時間外勤務の上限設定を考えてはいるが、今のところ実施はしていない。

27年6月に、第一副市長名で各所属長に、時間外勤務の縮減について通知している。(3～5ページ)これまでの取り組みというのが、3ページの1、具体的な方策のなかに書かれているような内容です。4ページの2に今後の取り組みとして記述している。各課の最終退庁及び休日勤務の状況を所属長へ報告ということで、事前命令だが何時間しましたとか、いつまでおりましたというのはどうしても事後報告になるので、サービス残業があるということで、防止するためのチェックの意味で所属長にも把握してもらいたいということで、本庁に限るが、守衛室で何時に誰が帰るということを書くようにしている。土日何時間入って何時に出ると書くようになっていたので、それを元に取りまとめて各課の所属長に報告することを始めている。早出、遅出勤務の活用ということで、国や他市町村で実施されていますが、1日の勤務時間は7時間45分だが、検診業務などで朝早く出勤するとき、時間外勤務となることを早く帰るようにする。夜、会議がある時は、遅く出勤するか、時間外でなく勤務のなかで会議にでるとかという風にできないものか、試行的に新たに取り組んでいる。また係長以上の管理監督職員を時間管理についての意識改革の研修を実施したりして取り組んでいる。

【質疑：上岡正委員】資料の中でも示されているように、かなりの時間外になっている。課によって偏りがある。生涯学習課が、土日の仕事が多くてというのはわかるが、ここには出ていないが財政課は以前から気になっていたが、当初予算など仕事の時とか偏るところがあるんですが、財政係りの係り体制は係長入れて5人だと思うが、以前は4人だった。1人増やしたと思う。増やしたら時間外は減ると思う。そういう配慮があるんじゃないかと思う。この課のバラツキを見ていたら。総務課としたらどんな考えを持っているのか。

【答弁：竹田総務課長補佐(人事担当)】業務が多いところに人ももっていく。当然考えられると思う。一時的にこの課が多いというのはあるかもしれないが。恒常的に多いところは考えるべきだと思う。私も財政課におりました。新採の頃はもっとやっていたと思う。システムが入ったとかあるし、以前よりは少なくなったんじゃないかとは思いますが、当初予算編成、決算統計の時などはどうしても時間外出てます。あとどこまでのレベルを求めるかということになるが、自分達も先輩から、予算として恥ずかしいものは出せないということで職員みんな一生懸命していると思うので、月100時間を越えたものがあるというのは、恒常的ではなく短期的に、たとえば税務課などは課税の時は時間外が出てくる。恒常的に多いところは異動などでなんらかの措置はとらなければならないとは考えている。

【質疑：上岡正委員】労働協定の36協定は結んでいると思うが、今はどうなっているのか。

記 録

【答弁：竹田総務課長補佐（人事担当）】以前はそういう形でやっていたと思うが、今はそれでうんぬんというのはしていない。
【質疑：宮本博行委員長】協定は結んでいるが、超えそうな時など協議はしていないということか。
【答弁：竹田総務課長補佐（人事担当）】全課ではない。税務課だけだったと思う。
【質疑：宮本博行委員長】結んでなくてさせたら労基法違反になるのではないか。市としたらまずいのではないか。
【答弁：竹田総務課長補佐（人事担当）】労基法違反といわれたら、そうかもしれません。適切にやらせていただきたいと思います。
【質疑：宮本博行委員長】27年度、28年度の副市長からの通知があるが、削減に努力されていると思うが、一定成果はあがっているのか。
【答弁：竹田総務課長補佐（人事担当）】最後のページに、時間数でなく額になるが、9ページ、時間外勤務手当ての状況とある。総額が17年度あたりからは削減している傾向にあったが、25年度あたりから1億2000万、26年度1億6000万円となり、ここらあたりで手を打たなくてはいけないとこういう通知も出させていただいている。27年度については、1億3000万円と、それでも多いんじゃないと言われるかもしれないが、これは災害対応、26年度は配備が多かった。27年度はそれよりは少なかった。と、これも要因ではあると思うが取り組みのひとつだと思う。また、27年度以降の職員数が行革で17年度から70人くらい減っている。その後も徐々に減っている。人を減らすというのは財政状況からするとどうしても必要なので、一人当たりの仕事が増えるというのはあるかと思う。人も減りながら、時間外も減さんといかん。なかなか思うようにならない。抜本的なことにはなっていない。
【質疑：谷田道子委員】災害時なんかの場合、時間外が出るのは理解できるが、日曜業務で時間外をやる時、その日にこなさないといけない業務と言うことで、事前に課長なりに告げて決裁をとって時間外になっているんですね。
【答弁：竹田総務課長補佐（人事担当）】たとえば、月曜日までにこの資料を作らんといかんということで、事前に了解をとってする、もしくは上司からこれをやっておいてくれということでやるのが基本です。かってにやってということはないはずです。
【質疑：上岡正委員】36協定を結ばないと労基法違反ということだが、税務課は結んでいるが、他の課は結んでいない。そこら辺認識をもう一回考えて、今日は総務課長がいないので。違反になったらいけないので。
【答弁：竹田総務課長補佐（人事担当）】自分も勉強不足で申し訳ないが、どのような形で結ぶべきか、一般企業とは公共団体と違うかもしれないが、その辺確認させていただきます。（終了）
●「イ 病気休暇の取得状況及び運用について」（内容は別紙① 2ページ）
【説明：竹田総務課長補佐（人事担当）】27年度分で示しているが、課員（課長職以外）の病気休暇取得は1年間で7日を越える場合に総務課へ上がってくる形になっているので（事務執行基本規程）、総務課長は一日からの全ての病気休暇の取得状況を把握している状況ではない。ですので、勤勉手当とか昇級の算定時に一定期間以上の病休を取得した場合にこの額の計算とかしなくてはいけないことになるので、その時のデータを用いている。何日以上という基準がないので、1年間で40日以上病休を取得した者というので7名。1年間で7日以上取得した者が24名という数字をだしている。運用については、1週間未満の病休は証明書等の添付がなくとも本人の申請で病気休暇を取得している。これを診断書でなくても病院にレシートなどを提示することを29年4月から義務化を予

記 録

定している。クーリング期間（病気通算判定期間）制度の導入ということで、連続する8日以上病気休暇を取得した職員がその病気休暇の期間の末日の翌日から、実勤務日数が20日に達するまでの間に、同一疾病で再び病気休暇を使用した時は前後の病気休暇の期間は連続しているとみなすもの。今病休は90日まで取得できる。これは給料がまるまる出る期間です。そのあとは80%になる。これが1年間続く。そのあとは無給になる。その無給の期間は共済組合等からの給付はあるけれど、給料としては無給になる。その時は休職という扱いになるが、1年間休んでいても、今は1日出勤したらクリアされて、又休んだときは一からになっている。これを、実勤務日数20日、土日入れたら1ヶ月くらいになるが、1ヶ月以内に同じ病気で休んだ場合は連続すると言う形でみなすとするもの。国とか他団体でも以前から実施しているところがある。29年4月からうちも取り入れたいと考えている。これについては、勤務条件のことになるので、労働組合と協議をし4月からやろうということで協議を進めている。

【質疑：上岡正委員】 いい方向に検討していると思うが、病休の1日出たらクリアになるのを利用してという経過が過去にあったのでそうしていると思うが、その時、年休の扱いで19日だったらどうなるのか。

【答弁：竹田総務課長補佐（人事担当）】 実勤務日数なので、年休でも休んだとみなします。長い間病休取る方は身体もあるが、メンタルの方が多いと思う。メンタルで長い間休まれている方は、すぐに復帰でなく、ならし出勤をしている。病休として休んでいるけれど何日かきて慣らしていくという形で運用している。その中で無理だったかなというふうになれば、病休が続いていく形になるので、今は1日来てというのではないと思う。（終了）

●「ウ 滞納整理及び滞納処分について」

【説明：収納対策課長】 債権が発生すると、調定を行ったり、関係システム等記録を開始する。対外的には納入通知を行い納付してもらう。履行期限の到来までに債務の履行があればここで債権は終わる。あとの手続きとしたら、強制徴収公債権と非強制徴収公債権・私債権に分かれる。どちらも催告を行い、催告、納付交渉、必要に応じて分割納付を認めるという形になっている。その中でも納付に応じていただけない方には、強制徴収については滞納処分、自分のところで強制的に行えるので差し押さえなど行う。非強制徴収公債権・私債権はそういう権利がないので、法的手続きをとる形になる。基本的な債権回収プロセスは、納付期限までに納付がない時は督促状を法規に基づき発送。納期限経過後20日以内。指定期限・督促状での支払い期限は、発付の日から起算して10日経過した日。指定期限までに納入されない場合は滞納整理に移行する。市税等の強制徴収公債権は指定期限までに完納がない時は財産の差し押さえを行うことが可能となる。が、すぐに財産の差し押さえはしません。催告書の送付を行い、自主納付を促します。何回も滞納処分に掛かっている方は別です。収納対策課でもっている債権は、2ヶ月に一度催告書を発送している。電話や訪問による催告等ありますが、基本的には催告書を発送した上必要に応じて他の催告を行う。税に関しては催告行為を行うケースが多いので、まず催告書を送ってまず確認する中で納付相談があった場合は電話等訪問を行うようにしている。納付交渉として督促、催告において納付相談があった場合は納付相談に移行します。基本的には一括納付を求める訳だが、状況で苦しいようなら分割納付も認めている。その中で強制徴収の滞納処分としまして催告書を送っても無反応とか、交渉に応じてくれない方は、財産調査を行い差し押さえ可能財産がある方は差し押さえ等の滞納処分を行うようにしている。差し押さえを行う場合は催告書を送付する。それで改めて自主納付を促すが、尚、ない方については基本的には滞納処分になっていく。差し押さえの財産を金銭に換えて金銭を充当する。この形から

記 録

なります。差し押さえ後の自主納付の可能性は、差し押さえをした場合、払うので差し押さえはやめてくれと言う場合、支払いを受けた場合は差し押さえを停止したりすることもあります。滞納者から相談があった場合はこちらの方も対応しています。訪問徴収というのがありますが、訪問の中の催告と考えるが、催告の納付相談の中で出て行けないので家に来てくれとか相談があれば対応できるような形を取っている。租税管理機構との関係は、市税、国税の滞納者で特に悪質と認められるもの、高額滞納者で且つ徴収困難なもの、これについては差し押さえする財産がいろいろあるが、債権、不動産等があるが、不動産等は売らなくてはいけないので、うちだけでやるのは困難で、そういう場合については租税管理機構に移管してやっている。また滞納処分の方々は特に悪質と認めて管理機構に移管している。

次に非強制徴収公債権・私債権は強制徴収権を有しないので、債務不履行の場合は司法の関与が必要となる。一定の努力は行っても徴収できない場合は原則として法的措置をとることが求められる。前段で催告の充実に努めないといけないので、送付しても納付相談等ない場合は電話催告を行い自主納付を促す。個人情報には留意しなければならないので苦慮しているところ。法的措置をとる時は予告を行い自主納付を促しているところ。学校給食がこちらになるが、今滞納されている方については催告書を納付して催告相談、電話催告など行っているところ。中で特に悪質と認められる方について法的措置をとる必要があるが時効との関係があり整理している。一定催告を送った方で反応があった方は分納してきっちりとした誓約書の中で次に繋いでいけるようにしているところ。差し押さえ可能財産がないと差し押さえできない。これは調査権がありませんので、本人からの聞き取り、同意を得た調査になるので情報収集の基本となる、催告及び納付交渉を充実させることが大事かと考える。法的措置については、債務名義のある債権の強制執行。債務名義がない債権についての債務名義の取得など。強制執行は裁判所への申し立てにより行う。申し立てには債務名義の取得が必須。申し立てに要する書類等により違いはあるが、差し押さえ命令により開始され差し押さえ財産の換価とその配当等により終了する。法的措置の段階での滞納者からの一括納付の申し出、分割納付の相談があれば、基本的には訴訟、強制執行の取り下げや和解への移行を行う。

【質疑：宮崎努委員】債権管理条例の中での強制執行について、私も勘違いをしてみましたけど、私債権に関して強制執行はどちらにしても民事執行法上の手続きが必要になるという考え方ですか。

【答弁：収納対策課長】その通りです。民事執行上の手続きが必要となります。その前提として民事訴訟法の中で、債務名義の取得がまず前提となると思う。

【質疑：宮崎努委員】最終的なプロセスの図の中の不能欠損処理に関しては、時効の援用も含めてこの条例内の範囲で独自に判断できるものなのか。公債権は不能欠損まで、債権の消滅までもっていけると思うが、具体的に給食費、これは延々と残っていきますよね。私債権で。それを時効の援用等通じて消滅までいけるのが、この条例上で根拠になるのか。

【答弁：収納対策課長】私債権、給食費等については民法上で時効の援用がないと債権は消滅しない。ですので条例とは違うんですが、先に上の法があるので時効が来ている分について相手方がそれについて、債権が消滅しているので払わんと言われたら、債権消滅になるのでうちがどう頑張ってもとることはできない。公債権については時効の援用というのはないので、時効が来た段階で再建は消滅しますので、そのまま不能欠損になるという考え方です。

【質疑：宮崎努委員】この債権管理条例自体で、出来ることは何なんですか。

【答弁：収納対策課長】この条例等の目指すところはこの流れを整理しているところ。もう1つが時効の内容について、県外の方とかについては住所不明の方たちは債権管理条例の中で放棄できる形に

記 録

なっている。

【質疑：谷田道子委員】 住民懇談会の中で出ていた意見の中で、息子さんが知らない間に何度も催告が送られてきて、親の滞納だったが、お父さんは長く入院されていて、息子さんはそれをあけて見ていない為に最終的に債権機構まで送られたと懇談会の時に出ていたが、その点についてはどういう風に考えるか。

【答弁：収納対策課長】 見ていないと言われますが、最低でも督促を行います。催告を行います。最終催告を行います。3回は送っていますので見ていただきたいのですが。

【質疑：谷田道子委員】 お父さん名義できていたので、息子さんは見ていなかったと言っている。

【答弁：収納対策課長】 そういう場合、うちの方に相談があったらあて先も変えるので、まず相談をしていただいたら対応できる。

【質疑：谷田道子委員】 相談の対応はあると思うが、長期に入院していて払う意思はあっても滞納になった状態のまま債権機構に行くと。先ほど言われた高額で徴収困難は方というのは年間どのくらい債権機構に移行しているのか。法的な制限を受けずに電話訪問による催告をしているというのはどのくらいやっているのか。債権機構が取り扱うのはどのくらいあるのか。

【答弁：収納対策課長】 債権管理機構ですが、四万十市で年間145件程度。他の市町村もはいつているので全ての件数は資料をもってないのでわからない。電話催告も件数としてはわからない。一人の人についても何件もある場合もあるので、納付相談をして分割納付をやった中で相談があった場合について、守られない場合は電話で連絡している。先ほど訪問の話がありましたが、実際例はない。車がないのできてくれというのは受けるようにはしているが、だいたいそんな時は息子さん等が連れてこれる時があるのでその時に支払うというのに応じて支払ってもらっている。長期入院とかの場合は行って確認をして変えたりしているので、その言われた方の個人の事情が分かりませんので、いきなり送られてきたと言われても、そんなはずはないとしか自分には言えない。それについては一定の手続きはしているはずです。本人が息子さんに言ってなかったというのはあるかもしれませんが、先に相談していただければうちの方も一定分かりますけど、個人の状況が分かりませんので、ここでの答弁は控えさせていただきます。

【質疑：谷田道子委員】 債権機構は各市町村が分担して1年間分担金を出しているんですよね。四万十市はいくら払っているのか。

【答弁：収納対策課長】 来年度予算1800万円程度だったと思います。市税と国保税あわせてです。金額違っていれば後で報告します。

【質疑：今城照喜委員】 差し押さえの物件がなくて給与所得がある場合、給与の何%を押さえることはできないのか。

【答弁：収納対策課長】 やっております。基本的に法の中で、全部押さえたら生活できなくなるので、そういうものを除いて取れるようになっている。国税徴収法、施行令で1ヶ月を基本とし1人なら10万円は残しなさいよと。生計維持する家族については45000円を加算するという形があるので、実際給与の差し押さえについては勤務先に給与の支払額の報告書を送ります。そこで計算をした中で差し押さえ可能額が出てくるので、それについて差し押さえをしていく。給与は個人の信用問題にもかかわってくるので、まずは預金等調査を行った中で差し押さえを行ったあとでやっていく。給与等の差し押さえの中で、実際あったことだが、会社からいきなりやいか、と電話が掛かってきたこともある。でもその前に督促、催告いろいろ送ってます。記録していますので。見ていただいているという前提で行っているということで話したこともある。

記 録

後で回答分

【答弁：竹田総務課長補佐（人事担当）】先ほどの36協定について説明します。労働基準法第33条の資料を見ていただきたいと思います。第1項に、災害その他避けることのできない事由によって……労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。というものもある。

第3号では、公務の為に臨時の必要がある場合においては、……労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。となっており、基本的には36協定は必要ないということになってるようです。ただ別表第1に掲げる事業所についてはこれを除くとあり、13の、病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業ということで、病院については36協定を結んで今もやっています。時間外を越えない形で運用しています。以前税務課であったと聞いてはいたが、調べてはないが、基本的には必要ないということになっている。

【質疑：上岡正委員】私も詳しいわけではないが、年間720時間という法案が出そうだが、どう決着するか分からないが、税務課では結んでいると思うが、それは超える部分があつて結んでいたと思う。ある部分からは36協定でいいのか分からないが、月に100時間を越える時間外をしている職員がいるんじゃないかと。県なども10時にも帰れなくしている人がいるんですよ。かまんということになっているということだが、してくれということでは36協定は結ぶのだが、今の説明を聞くとかまんけんということだが。

【答弁：竹田総務課長補佐（人事担当）】結ばなくていいから、時間外を無制限にやれというのではない。超えたらなぜ超えたのか、超えないと出来ないのか。という協議はしようとは考えてます。今度、法で決まって出来ないとなったら当然できない。何らかの上限を設けるのは必要かなと考えている。

【質疑：平野正委員】第33条の行政官庁の許可とあるが、行政官庁とはどこか。

【答弁：竹田総務課長補佐（人事担当）】労働基準監督署とかと思います。

【質疑：宮本博行委員長】32条がないのでチョット分からないが、公務員は全部36協定なしでできるということにはなっていないんじゃないか。

【答弁：竹田総務課長補佐（人事担当）】この前のところは、労働時間は週に何時間ですよとか、休憩をとりなさいよとか書いているところです。

【答弁：収納対策課長】債権管理機構の負担金ですが、1800万円程度と言いましたが、今年1930万円、来年度見込みが1890万円程度です。訂正させていただきます。全部の市町村あわせて395件の移管が予定されている（四万十市は145件）。

（終了）

所管事項に係る報告

●「ア 避難所運営マニュアル作成の進捗状況について」

【説明：地震防災課長】今年度より3ヵ年かけて、市内54ヶ所ある指定避難所の運営マニュアル作成に取り掛かっている。マニュアル作成の目的は、南海トラフ地震によりまして大規模な広域災害が起こることが予想されています。発災直後は全ての避難所を同時に開設させて、且つ長期化する可能性が高くなると、市が全ての避難所に係わることは極めて難しいことが考えられる。また東日本や阪神淡路地震におきましても自主防災組織が主体的に避難所運営を行ったということが行政主体より円滑にいったという教訓もあり、地区、自主防災組織、施設管理者を中心に地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを事前に作成していこうと言うところから始まった。このマニュアル

記 録

は今年度は、蕨岡、下田、東中筋、西土佐の一部、中村の一部、を現在作成中ではありますが、運営マニュアルで定めている、基本事項についてどんなことを定めようとしているのかということ、「避難所運営の流れ」の資料に基づき、各地区での取り組みの実施状況について説明します。これに大まかな流れを記載している。自主防の人が必ず避難所にこられるわけではないので、避難所に集まった人で取り組んでもらうのが大前提になっている。マニュアルを保管しているので、来ていただいた中からリーダーを決める。避難所運営の流れは①避難所を開設するための準備、目安は3時間。リーダーが実施者を決めて緑色のカードを渡し作業を指示。②避難者の受け入れ、約24時間内で行う。リーダーが実施者を決めて茶色のカードを渡し作業を指示する。当面はこういった体制で進めていくが、③避難所も時間が経つと落ち着いてくるので、避難所の運営へと、72時間を目安に移行していくべきで、避難所運営委員会を設置し、それぞれの班を設けて運営していく必要がある。避難所のルールというのがあって、避難所生活が長引くほどに、運営の見直しとか決め事を追加していくようになると思う。これが避難所運営の流れとなっています。

28年度の避難所運営マニュアル取り組みの実施状況は、1地区あたり4回程度検討会を開催して検討会の内容は表のとおりです。特に蕨岡地区の2回目の時は、女性、若者、ペットを飼っている人など出来るだけ多くの人に参加してもらう形式のワークショップを開催しているところです。蕨岡は既に4回目を終了し、その他の地区も3月中旬ごろまでには終える予定。それが終わると今年度のマニュアルは完成する。来年度はマニュアルに基づいて避難所訓練を行う。毎年見直しは行っていくということを地区には伝えている。

主な意見は(蕨岡地区)、ペット同行者は体育館南側駐輪所で自己管理をしてもらうなど資料のとおり。このマニュアルは暫定版という考え方が基本で、手引書的に使っていただきたい。実際の災害が起きると臨機応変は対応が求められる。今後は地区の各種訓練がありますが、その一つとして避難所運営マニュアルを活用していただきたい。地区民が訓練を行うことで課題を見つけてマニュアルの見直しを行っていくようお願いしている。避難所運営マニュアルの作成は県の補助を受けて行うのだが作成した地区の避難所においては避難所運営に必要な備品類、マット、トイレなどが必要になってくるが、それについても2/3の優位な補助を受けれる。マニュアルが完了した所から順次整備をしていきたいと考えている。

【質疑：宮本博行委員長】モデル的に今年度はやったと思うんですが、来年度はどれ位やる予定ですか。

【答弁：地震防災課長】市内54ヶ所指定避難所があるが、3カ年でやるということで、来年度は地区と相談して行うということで、下田地区も竹島、井沢は今年やってないので来年度行う。地区の中で何ヶ所も避難所はあるので、たとえば蕨岡地区は3ヶ所の指定避難所があるので3ヶ所の運営マニュアルができるということです。避難者数も想定をしていて数に応じて3ヶ所開設する必要があるかどうかということなども相談してやっている。蕨岡でいうと、小・中学校でいいんじゃないか。保育所は開く必要はないんじゃないかということで、とりあえずは優先的の2ヶ所開設して、それでも想定以上の人が避難してきた場合は、保育所も開設する。といった流れの取り決めもその中でやっている。

【質疑：宮本博行委員長】あと2年間で仕上げるということは、イメージとしたら残りの半分ずつやるとか、アバウトの計画はあるのか。

【答弁：地震防災課長】大体バランスよくしていかなといけませんので、3カ年バランスよく分けて計画的にやる。

【質疑：谷田道子委員】昨日、神戸の防災センターに行ってきたが、避難所のこともあるが日頃の

記 録

住民の減災への意識、それを地域でどう作っていくかということで、減災グッズを備えようというのでもらってきたが、日常的に住民が減災意識を考えていくことも合わせてやっていかなくてはいけないと感じました。感想です。

【答弁：地震防災課長】 せっかくの機会なので、避難所運営マニュアル作成にあたっては、当然防災意識の向上も図っていきたいという目的も入れているので、家庭でどのような非常時持ち出しグッズ持ってますかとか、耐震化のこととか、意見交換の中で交えて啓発もかねて行っているところ。

【質疑：今城照喜委員】 自主防災の組織で、防災マップは作っているんですか。自分の地区は小さいのでここに消火栓があるとか、避難所はこことか作っているが。市街地はないのか。この間の一條通りの火事で、消防が消火栓を探すのに時間がかかったと聞いたが。

【答弁：地震防災課長】 自主防災組織を作る一つの要件として、地区のマップは当然作っているので、消火栓の位置も当然入っていたと思うんですが、今回ののが分からなかったというのは私も分からない。

【質疑：今城照喜委員】 各家庭に配らないと意味ない。消防も普段の管理が悪い。どこに消火栓があるというのを分かってないといかんですよ。

【質疑：宮本博行委員長】 うちの分団も年に1回はチェックして、皆覚えているのだが。消火栓の位置などは消防署も一定把握しているはずだが。その辺、消防とも連絡とってみてください。今後の反省として。

【質疑：上岡正委員】 関連して、自主防が義務付けられている。60万円補助を出して作らせた。活用しないと何にもならない。せっかくの大事なお金を使っているのに、机のなかに入れておくのはいかん。皆が見えることかに活用せんといかん。各戸に配るとか、地区の誰でもわかるように、掲示板に貼るとか指導をせんといかん。

【答弁：地震防災課長】 3月末には完成するので6月定例会までには報告します。（終了）

●「イ 訴訟事件の進行状況について」

【説明：総務課長補佐】 前回の11/15以降の進捗状況のみ報告します。今、係争中の事件は2件ある。

① 第2次納税義務の納付告知処分取消請求控訴事件

判決の言い渡しが行われ、原判決を次のとおり変更するというもの。当初地方税法に基づき70万3133円の第2次納税義務の告知処分を行っていたが、控訴事件の訴訟の中で61000円だぶっていたことが分かったため、61000円減額した70万2133円を超える部分を取り消すもの。控訴人のその余の請求を棄却する。控訴費用は第1、2審を通じてこれを100分し、その99を控訴人の負担としその余を被控訴人の負担とする。100分の1は被控訴人ということで、61000円減額された分が0.86%くらいになるが、被控訴人が訴訟費用を出さないということだが、訴訟費用については郵送料とかにかかるとか、既に市は郵送料等支払っているので問題はない。

裁判所の判断の結論は、控訴人の請求は本件処分のうち、70万2133円を超える部分の取り消しを求める限度において理由があるから、これを認容し、その余は理由がないから棄却する。

控訴人は控訴審判決を不服として28.12.14に高松高等裁判所に上告状兼上告受理申し立てを提出したもの。上告理由書兼上告受理申し立て理由書の提出が追ってあるということで裁判所からの連絡を待っているところ。（2月上旬から中旬の予定）

② 損害賠償請求事件について

概要は市職員が大宮小学校の休校に伴い、同小学校の不用品を適正に処分せず違法処分した

記 録

ということで損害賠償の訴えを起こされたもの。第3回口頭弁論は28.12.9に電話会議が行われた。原告側から準備書面の提出があり、廃棄物の量を特定し排出事業者の責任で処分・運搬を行うことを確約しており、その作業に必要な見積もり金額は実費として支弁を確約したと主張。また債務不履行の損害賠償金として89万5428円を予備的請求として追加している。請求は330万円を請求しているのだが2次的請求として、330万円が認められない場合は89万5428円を請求という形で予備的な請求をされたことになる。第4回口頭弁論が電話会議で29.2.1に行われた。西土佐の小学校から排出した廃棄物であるか否かは特定できないと反論し、和解はできないと回答している。掛け時計等は現認しているのではないかとということで平行線である。他の小学校からでたものであると被告側が立証しなければ西土佐の小学校から出たものであると推定されてしまうとの見解が示された。次回、第5回口頭弁論は3月6日松山地方裁判所宇和島支部で行われる。今回の口頭弁論での争点を整理し、反論書を提出することになった。

【質疑：上岡正委員】②の訴訟について、当初、当市も認めた部分もあって早く和解したらどうか、始めから負け戦やと思っていた。思ったような経過を辿っている。第4回口頭弁論の中で裁判官の方から大宮小学校から向こうはでたといっている。こっちは全部でないと言っている。他の学校から出たと主張しているが、それはできるんですか。

【答弁：総務課長補佐】第4回の口頭弁論において裁判官側から判断されたものは、他の小学校から出たと立証するのは難しいと考えている。前回の口頭弁論の中で現地に沢山埋まっていますよと相手側が陳述した時に、それが埋まっているかどうか判断するのは訴えた側に責任がありますよと話がありましたので、その際には市に有利な判決になりつつあったのだが、今回こうすることで、小学校から出たということが一定わかっているんだしたら、他の小学校からでたものを立証しなさいと言われてるので立証するのは難しいと市の方では考えている。

【質疑：上岡正委員】そもそも休校になった時の職員の事務処理、議会との対応、職員を処分したことを議会に報告があったのか。訴えられた報告はしているけれど、28年度からかれこれ長いと思う。

【答弁：竹田総務課長補佐（人事担当）】処分については、教育委員会の方の処分になるので、自分がいうのもあれですが、定職2ヶ月だったと思うが処分してます。報告は総務常任委員会ではないのでしたかどうか分からない。

【質疑：宮本博行委員長】どう考えても証拠がないでも、ピーカー、メスシリンダなど職員に聞いたら処分しているかどうか分かるはず。民間と市がこんなことで争うことがおかしい。勝ちたいのは分かるが、市に対する不信感がうまれると思う。こういう裁判はあまり長引かすべきでない。

【答弁：総務課長補佐】委員長のおっしゃるとおりだと思う。ピーカーなどはガラス類ということで現地にばらまかれているということもあったようですが、グローブ、黒板なども現地にあります。それは出したということにはなっていて、職員に聞いても出したものと出してないものがある。他の小学校から集められたであろうものもあって、職員が持っていつてもらったものがどこに持っていたか不明で、ただここに行ったんであろうということは市の職員も考えているところではあるので委員長が言ったように早めの和解であるとか、考えなければいけない部分もあろうかと考えている。

【質疑：宮崎努委員】当時、教育民生常任委員長の立場として報告はうけていたので補足します。本件については、市の事務執行が間違えたというのは委員長のいうとおりです。ただ解釈論によれば善意の第三者の人が処分をするという形で預けた人が不法投棄をしたということで、これに関しては、かなりやくざまがいの弁護士さんが、金をむしりとちゃろうというような、最初は裁判でなく脅しがきていたという報告を受けています。金を払え、お前ばらすぞ、というようなことがきていた。そこ

記 録

で、市が突っぱねたところ裁判になったという経緯があるので、委員長、皆さん、ここまでは聞いてなかったかもしれませんが、最初はほぼ恐喝に近い状態から始まった分なので、これ自体を丸く治めてしまうと後々悪い例を残すのではないかというのが、昨年の教育民生常任委員会で報告がありましたので伝えておきます。

【答弁：総務課長補佐】今の宮崎委員の件に補足します。現在訴訟になっている土地の部分と関係者の広い土地があります。その部分についてもこの後訴えがあるのではないかといいところがあり、はっきりさせるべきでないかということで、少し金銭の要求をしているのではないかとと思われる筋がありました。やはり市としてもしっかりとした対応をとということで、事実関係を明らかにするというところで今頑張っているところです。ただ裁判官のほうからは和解という形がでております。どのくらいの和解金額になるのかということを見据えた上で弁護士と相談しながら考えていきたい。

【質疑：今城照喜委員】不法投棄している場所は。

【答弁：総務課長補佐】松野町です。訴訟を起こされた方は、その土地の所有者です。処分をした方はその所有者の甥に当たる方で、おじさんと甥でそこに仮置きをしてよいという契約をしていた。それがあまりにも不法投棄のような形になっている。おじは一回訴訟をして判決はでております。ただそちらからお金をとることが出来なかったようで、その関係で市の方が出したものであるということで、2次的な形でうちの方に訴えられている形です。

【質疑：上岡正委員】今聞いたのでわかるが、いろんな問題に抵触するので、裁判官もいっているののでできるだけ早く決着をつけた方がいいと思います。(終了)

●「ウ 昼休み時の庁内での食料品販売について」

【説明：総務課長補佐】前回の11/15の意見等踏まえて検討した結果、販売場所の再検討ということでさまざまな場所をみてきました。意見をいただいた3階、7階も含めて各階の販売場所を調査、検討したところ、いずれの階も廊下の広さ、復員が約2m程度。それら考えると食品販売は難しいのではないかと。現位置の1階で販売するのがいいのではないかと判断を現時点でしている。また、参考ですが、1月10、11日に市の業務に対する市民アンケート、これは窓口業務、駐車場の利便性であるとか、を来庁者100名対象に実施。その中で1つ項目を設けて食品販売についてどうかと、スペースについてどうかと聞いている。特に支障を感じていないという方が大多数で、結果としたら、正面玄関ロビーで食品販売をするにあたって支障ないのではないかと総務課ではそう判断をしている。もちろん市民の方の中には適当でないと考えている方もいらっしゃると思いますが、現時点での判断として支障にならないよう十分に留意しながら1階正面玄関ロビーを販売スペースとして継続していきたいと考えているので、ご理解願いたい。もう一点販売業者の皆様への使用許可の周知につきましては、不公平のないように3月の広報等で周知するものとしているのでよろしくお願ひします。ただし、希望日など重なる部分については申請者間で協議、調整を行うようにしている。(終了)

●「エ 複合施設整備について」

【説明：企画広報課副参事】複合施設整備のJ Aとの一体整備について、研究を進めているところ。昨年11月に当委員会でも研究会の経過報告を説明したところ。その後、昨年12月に第5回目の研究会を行って、市側の一定の考え方、J A側の一定の考え方を整理する中、一体整備するのであれば、これが最も望ましい形ではないかということで基本的なところを整理出来てきている状況ですので、今回あらためて説明します。前回の段階ではいろんな建築パターン等を提示し、研究を進めてきた中で一定の建設パターン、それに合わせた基本的事項を整理したので説明します。

まず、想定面積は、公共施設5500㎡、J A施設2400㎡、これは現時点では変わっていない。

記 録

市側、JA側のこの点は押さえておくべきだろうということで、基本事項の整理を1から13まで整理している。(資料1ページ目)

建築面積は、最低でも約4000㎡は必要。施設のゾーニングは2パターン。JAの敷地の隣に高知信連の土地がある。これは高知はたJAが県域JAへの参加が決まりましたので、これには県信連も参画する。この土地については最終的には県域JAの財産になると考えている。いずれにしてもJAの本館をおいたまま、建築するとなればJA側の敷地に一体整備することになれば、少し北側よりに配置する必要が出てくる。土地の関係はJA北側の民有地(青の点線で囲んだ部分)は、日影規制等クリアするため一定取得する必要がある。(用地交渉等にはまだ入っていないが。)それ以外の土地については、公民館側とJA側の土地の一部を交換するという形が取れる。建設費の財源の試算は、公共施設側の試算は、建築単価が想定しにくいところだが、45億7600万円程度。備品等の予算は計上していないので、かなりの経費になる。合わせたら50億円弱程度の事業費となる。JAの一部窓口部門については賃貸借という形で、建設費の減価償却に合わせた賃貸借料を算定するというもの。ただし一定減免というものは考える必要がある。財源は国庫補助の社会資本整備交付金の都市再構築戦略事業が現時点では使えるだろうと。交付率50%。ただ交付限度額が現時点では21億円ですので、半分の10億円程度か活用できるだろう。その他は大きくは起債に頼らなくてはいけませんが、起債については昨年11月の段階では国の制度が29年度末までと説明したが、あらためて国の方が公共施設等の管理適正化計画を策定する中、新たな起債制度を設けた。29～33年度までの5ヵ年で充当率90%。交付税措置率50%、比較的有利な起債なので、この起債の活用が可能というもの。事業のスケジュールは、あくまでJAとの一体整備の可能性を調査、研究している段階ですので、まだ何が決まったというのではない。ただこのJAとの一体整備を市として政策的に今後進めていくということになれば、スケジュールに書いているとおり、まず再度、基本計画(ホールの規模、諸室の面積などの再度検討)を作る。それに基づき基本設計、実施設計、建築という流れに進んでいく。JAグリーンを先に移した場合、公民館を先に壊すので、代替施設に、働く婦人の家、文化センター、社会福祉センター、防災センター、JA本所建物など活用すれば、工事期間中の公民館機能は維持可能であると考えている。

【質疑：上岡正委員】 民有地が一部あるが、地権者は何人か。

【説明：企画広報課副参事】 3名です。(終了)

《小休》

《正会》

■委員長報告の作成を、正副委員長に一任し、委員会を終了した。